ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、別紙の申請書(第五十五号の五様式)を提出する ことにより、確定申告が不要となる制度です。

令和7年寄附分の申請書受付は、令和8年1月10日(必着)までとなります。

◆対象となる方(以下の条件を全て満たす方)

- ① <u>サラリーマンなど給与のみの所得者や年金のみの所得者など、確定申告をする必要のない方</u>
 - ※確定申告を行わなければならない自営業者等や、医療費控除等のために 確定申告を行う方は、対象になりません。
- ② ふるさと納税をする自治体が5団体以下である方
 - ※1月1日から12月31日までの間に、6団体以上の自治体にふるさと納税をする方は対象になりません。

対象となる方は下記をご覧ください。

◆提出書類

- ① 申請書(第五十五号の五様式) ※同封しています
- ② 以下の A~C のいずれかの書類 ※全て写しを添付してください。



- ※1 記載された住所に変更が無い場合は「番号通知カード」に替えることができます。
- ※2 いずれも氏名、生年月日、住所の3点すべての記載があるもの。

<提出前に確認をお願いします!>
□ 本人確認書類 (A~C のいずれか) は同封しましたか?

◆提出先

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市役所 とわだ産品販売戦略課 宛 辺り取り